



# 佐賀県 農業公社だより

佐賀県  
農業公社  
No.11

2026年  
2月2日

発行：公益社団法人 佐賀県農業公社

## 令和8年度 農地中間管理事業実施体制特集



(中央左 公社鍵山専務、中央右 松尾トレーナーを囲むいちごトレーニングファーム研修生の皆さん)



## 5月からいちごの専業農家になります



### 【表紙写真】 白石いちごトレーニングファーム研修生来訪

去る12月24日に白石町新開にある、JAさが白石地区いちごトレーニングファームの研修生6名(6期生3名、7期生3名)が、松尾定講師とともに農業公社を訪問されました。

研修6期生の3名は、4月に研修を修了し、5月にはいちごづくりのプロとして本格デビューされることが決まっています。白石町出身の研修生は1名で、県外出身が2人おられますが、いずれも白石町内での就農であるということです。

もぎたてのいちごの香りとともに、研修生の就農に向けた熱い意気込みを届けていただきました。

当農業公社は、園芸団地の整備・運営などを通じ、引き続きトレーニングファームの研修生、修了生を応援していきます。

## 農業公社からのお知らせ

## 佐賀県農業公社の駐在所を廃止します

佐賀県農業公社は、農地の貸し借り(農地中間管理事業)や農地の売買を通じて担い手への農地集積を進めるほか、大規模園芸団地の整備・運営、新規就農相談・支援を行う公益社団法人です。

## 1 廃止駐在所

## ○東西松浦地区駐在所

(唐津市山本788-1 JAからつ山本選果場横)

## ○杵島藤津地区駐在所

(鹿島市大字納富分3192 JAさが鹿島支所横)



## 2 駐在所廃止期日 令和8年3月31日

※両駐在所の直通電話も併せて廃止します。

## 3 本所との統合日 令和8年4月1日

【佐賀県農業公社本所】

佐賀市八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎4階

TEL 0952-20-1590 FAX 0952-20-1605

ホームページ：<https://saga-agri.or.jp>

【令和8年4月1日～】

公益社団法人

佐賀県農業公社

東西松浦地区駐在所

杵島藤津地区駐在所

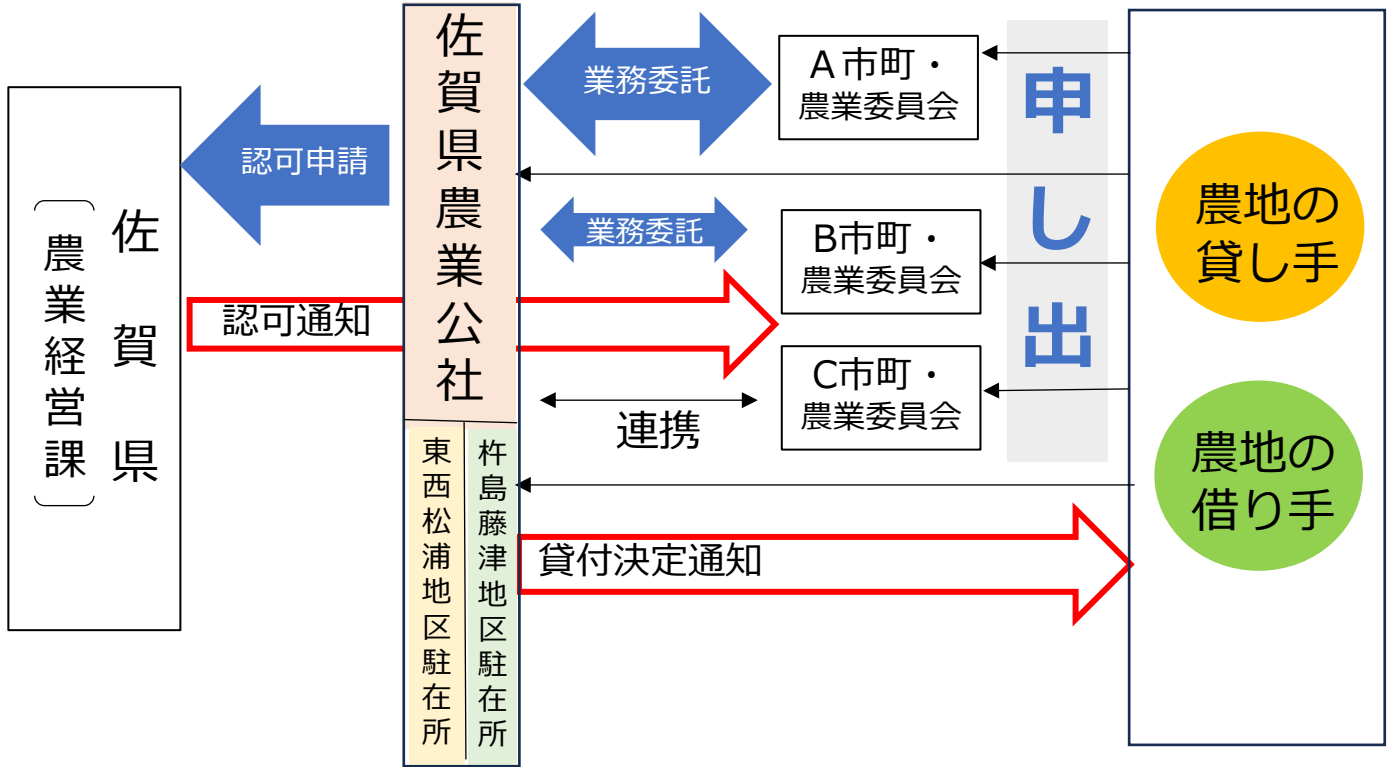
廃止

令和8年4月1日以降の農地の売買、貸し借りに関する手続き、お問い合わせは、農地のある市町の農業委員会をお願いします。

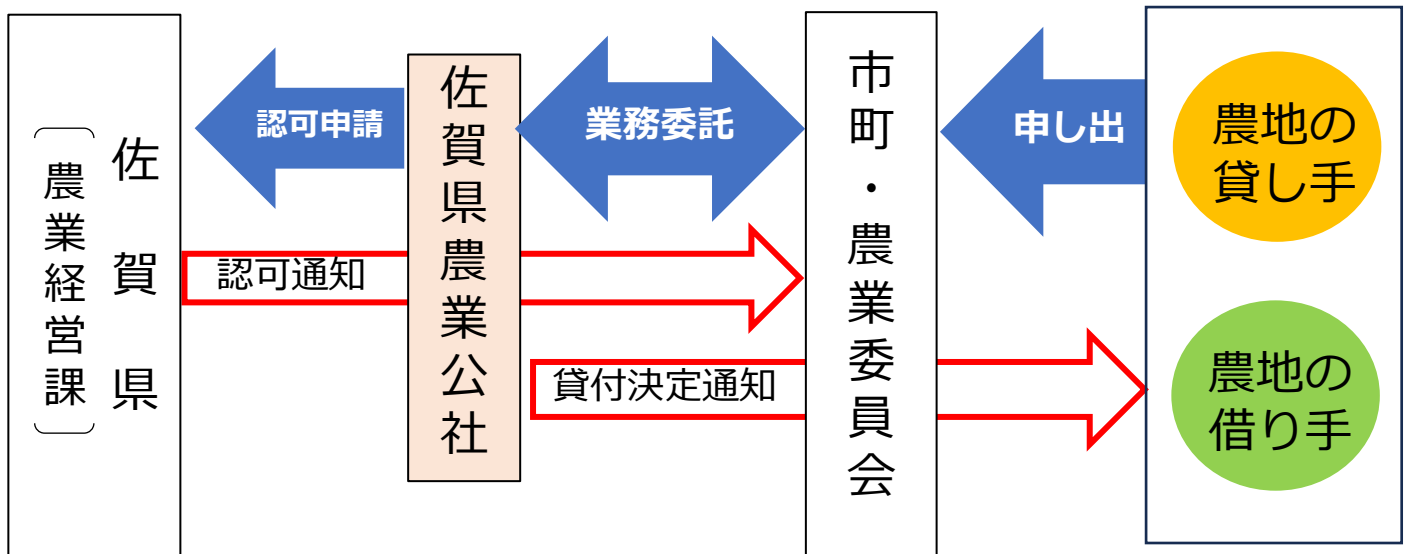
# 農地中間管理事業

農地の貸借手続きについては、これまで、市町への業務委託や市町との連携などにより進めてきました。令和8年4月からは、農地中間管理業務のうち、一定量の業務を県内全市町が受託していただくことになりました。これにより、市町によって対応にバラつきのあったものが、県内のどこにでも農地中間管理の契約管理サービスを提供できるようになります。

## 【これまで】



## 【令和8年4月～】



## 園芸団地整備・運営事業

### ○武雄市園芸団地・嬉野市園芸団地

令和7年度産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、武雄市園芸団地・嬉野市園芸団地において、低コスト耐候性ハウス（品目：きゅうり）を各1棟、合計2棟5,905.6㎡の整備を進めています。

工事は、冬季の厳しい作業環境の中ではありますが、工事関係者のご尽力により、概ね順調に進んでいます。

引き続き、工程会議等において、今後の工程や課題を共有し、安全第一を最優先に、無事故・無災害で令和8年2月末予定の完成が迎えられるよう、取り組んでいきます。



武雄市園芸団地の施工状況



嬉野市園芸団地の施工状況

### ○白石町園芸団地

令和8年度さが園芸888整備支援事業を活用し、入植者1名のAP連棟パイプハウス1棟2,106㎡（品目：いちご）を整備する計画です。

入植者は、現在、いちごトレーニングファームでの研修2年目で、令和8年4月の研修修了後からの円滑な営農開始につなげるため、県の事業を活用して、入植者自身が中古ハウスを取得し、リノベーションすることにより育苗ハウスを整備中です。



ハウス整備予定地（玉葱収穫後に整備）



整備中の育苗ハウス

## 就農支援事業

### 就農応援フェアinさがを開催しました。

～がばいよかところ！あなたの未来、佐賀の大地で育てよう～

佐賀県初開催となる、県域の“就農応援フェアinさが”を令和8年1月18日、ホテルグランデはがくれにて開催しました。

会場には、「私たちのところで就農してみませんか？」と地元のPRや産地の魅力を紹介するため、市町や協議会が15団体、従業員などを募集する農業法人が10社出展しました(写真左)。

県内全域から就農関係の協議会や農業法人が一堂に会し、自分にあう地域・作物の情報を得ることができるとあって、82名の参加がありました。参加者からは「農業に興味があり参加した。研修施設であるトレーニングファームや法人就農の話が聞けてたいへん参考になった。」という声が聞かれました。

今後、就農に結び付くように継続した支援を行っていきます。

また、来場者には出展した協議会や法人の農作物や加工品のプレゼントがあり、自分もこのような農産物や加工品を作れる生産者になりたいと夢を膨らませていました。

(主催：佐賀県農業経営課、共催：JAさが、公益社団法人佐賀県農業公社)



28のブースで就農相談



花のハウスを見学（鹿島市）

### 花栽培見学バスツアー（花栽培Start upセミナーと合同開催）

就農応援フェアinさがのメニューとして、花栽培見学バスツアーを実施しました。参加者6組8名は、トルコギキョウなどを栽培されている鹿島市の宮崎花園（写真右）を訪問。

普段は、なかなか触れることができない生産現場にて、苦労話の中にも充実した生産状況を垣間見ることができ、就農への良きステップになったと思われました。（事務局：佐賀県園芸農産課）

## 農地売買特例事業



## 農地売買特例事業等に関するQ&amp;A (公社だより第9号からの続き)

Q7 買入れる農用地の広さ（面積）に制限はありますか？

A 買入れる面積に特に制限は設けていません。あくまで、市町の農業委員会での売買のあっせん調整が整った農用地を売買しています。

Q8 農地売買特例事業の必要経費（手数料）はありますか？

A 買入・売渡の必要経費（手数料）は、売渡者・買受者それぞれから、売買価格の1.5%をいただきます。なお、売買成立価格が100万円未満の場合には一律15,000円です（別途、消費税10%が必要です）。また、公単事業の場合は、別途公社が農用地を買い入れる際に借り入れた資金に対する借入期間に生じる利息（千円未満切捨て）が必要です。

Q9 農地売買特例事業における買受者の優先順位はありますか？

A 農用地等の有効利用を図るため、認定農業者や認定新規就農者を優先し、順次基本構想水準到達者及び地区内の担い手としての適格農業者となります。

Q10 農地売買特例事業による農用地等の売買と農地法3条許可による売買では税制上の違いはありますか？

A 売渡者には譲渡所得税の800万円まで非課税となる特別控除が適用されます。なお、基盤強化法第22条に基づく買入協議により売買した場合には、譲渡所得税が1500万円まで非課税となる特別控除が適用されます。（農地法3条売買は特別控除はありません。）買受者には登録免許税（2%を1%に軽減）及び不動産取得税（3%を2%に軽減）の軽減措置があります。（農地法3条売買には軽減措置はありません）

Q11 所有権移転登記はどうするのですか？

A 所有権移転登記は、全て公社が行います。

Q12 農用地に抵当権などの権利設定がある場合、売買することは出来ますか？

A 原則として抵当権等の権利が設定されている農用地は、事前に売手が権利設定を抹消しておく必要があります。また、未相続農用地の取り扱いが出来ないことから、相続登記後の売買となります。



## 特定鉱害復旧事業

### 特定鉱害復旧事業に関するQ&A (公社だより第10号からの続き)

Q7 特定鉱害復旧事業は、いつまで行うのですか。

A 佐賀県内の特定鉱害は、農業公社が担当した平成14年度以降約55年間（令和38年ごろまで）としていますが、これは農業公社の推計値であり変動する場合があります。

Q8 特定鉱害復旧事業を実施しているのは、佐賀県だけですか。

A 特定鉱害復旧事業は、経済産業省から指定された全国12県の指定法人が担当し、実施しています。

Q9 特定鉱害復旧事業交付金は会計検査対象ですか。

A 特定鉱害復旧事業は、会計検査の対象となります。



## 最近の農業公社の動き

令和7年12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地賃料引落し（受け手）【令和7年12月10日（水）】</li> <li>○農地賃料振込み（出し手）【 " 12月25日（木）】</li> </ul> <p>農業公社では、農地中間管理事業対象農地の賃料約9億7千万円を受払いさせていただきました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就農応援フェア in さが 【令和8年1月18日（日）ホテルグランデはがくれ】</li> </ul> <p>佐賀県初開催となる、県域の“就農応援フェアinさが”を開催しました。市町、協議会や農業法人が28団体出展され、農業公社も総合窓口にて就農相談に対応させていただきました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地中間管理事業システム研修会【1月28日（水）ホテルグランデはがくれ】</li> </ul> <p>県と公社では、令和8年度以降の「農地中間管理事業システム」の入れ替えを踏まえ、各市町の農業委員会などの担当者を対象にした研修会を開催しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州・沖縄ブロック担当者会議【1月29～30日 福岡県福岡市内】</li> </ul> <p>全国農地保有合理化協会や九州農政局などの担当者も交え、各県農業公社の各事業担当者の参集により、業務改善・効率化などをテーマに意見交換を行いました。</p>
令和8年2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会職員研修会【令和8年2月13日（金）佐賀総合庁舎】</li> </ul> <p>所有者不明農地の取扱いをテーマに各農業委員会の職員等を対象にした実務研修を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マイナビ農林水産FEST福岡 【2月14日（土）福岡県福岡市】</li> </ul> <p>第一次産業の就職・転職イベントが福岡博多で開催されます。 県内のトレーニングファームなどとともに「就農相談ブース」を出展します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町・農業委員会の担当者向け研修会【2月26日（木）佐賀総合庁舎】</li> </ul> <p>農地売買特例事業 … 10:00～12:00（農業委員会） 農地中間管理事業 … 13:00～15:30（市町、農業委員会）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和7年度佐賀県農業公社第4回理事会【3月25日（水）佐賀総合庁舎】</li> </ul> <p>令和8年度業務計画の検討を主な議題とした理事会を開催します。</p>

県からのお知らせ

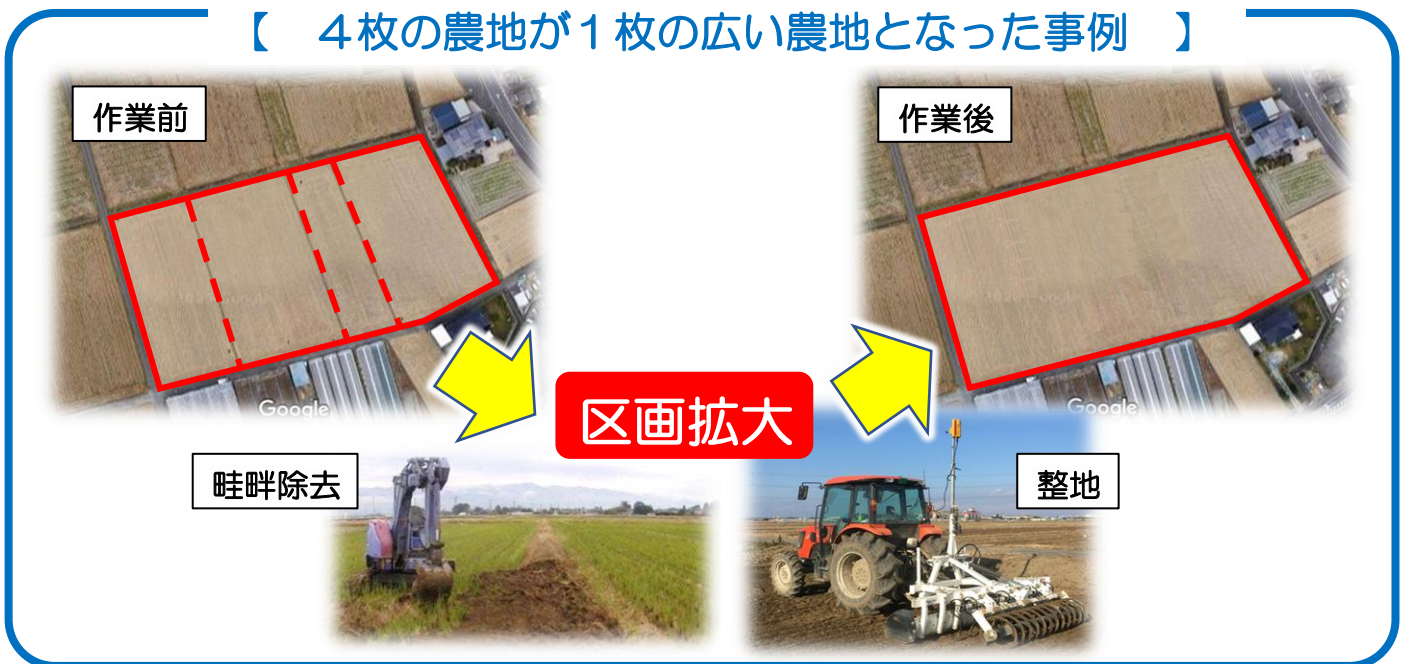
# 農地を広くして、 効率的な農業をしませんか！

農業者の皆様へ

## 区画 拡大

皆さんが行われている畦畔除去等の取組に  
活用できる補助事業があります！

【 4枚の農地が1枚の広い農地となった事例 】



### 補助事業の活用によるメリット (R8.4月～)

- 1) 従来のは場整備より「早く」実施できます。
- 2) 農業者の自力施工により、以下の「助成」が受けられます
  - 区画拡大（畦畔除去＋整地）6万円～7.5万円／10a
  - 畦畔除去のみ 4万円～5万円／100m
- 3) 暗渠排水や湧水処理なども「併せて実施」出来ます！
  - 暗渠排水（トレンチャーの場合） 13.5万円～23.5万円／10a

※上記は、国庫補助事業を活用した場合の助成単価（定額）

※1ha以上に大区画化する場合、助成単価がUPします。

※区画拡大については、農地の高低差や表土扱いの有無でも助成単価が変わります。

お問い合わせやご相談は、  
最寄りの市町、所管する農林事務所  
または、佐賀県農地整備課 ☎0952-25-7127

